

鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事

図面目録		
図番	名称	縮尺
A-01	特記仕様書1	
A-02	特記仕様書2	
A-03	特記仕様書3	
A-04	配置図兼附近見取図	1:400
A-05	A棟平面図	1:100
A-06	B棟平面図	1:100
A-07	既存A棟立面図1	1:100
A-08	既存A棟立面図2	1:100
A-09	改修A棟立面図1	1:100
A-10	改修A棟立面図2	1:100
A-11	既存B棟立面図1	1:100
A-12	既存B棟立面図2	1:100
A-13	改修B棟立面図1	1:100
A-14	改修B棟立面図2	1:100
A-15	手摺詳細図1	1:5
A-16	手摺詳細図2	1:5

鳴門市
タニアトリエ一級建築士事務所

12. 交通安全管理
- ① 輸送災害の防止
- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等
- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ② アスベスト
- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の貸与 (あり ・ なし)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
- ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「鳴門市電子納品要領」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ⑤ 受領書の交付
- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の地質の変更に關して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
- 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先からの搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等
- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
- 1) 受注者は、工事的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 市内企業調達建材等の優先使用
- 受注者は、鳴門市内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「市内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、市内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
- ⑧ 県内産再生碎石の原則使用
- 受注者は、再生碎石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生碎石を原則として使用しなければならない。

- ⑨ アスファルト舗装の材料
- 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
- 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
- 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

- ③ 特定自主検査
- 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
- 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

TANIATELIER

タニアトリエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title	鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事	
Sheet Title	特記仕様書2	Scale A2: A3:70%縮小
Project Manager	谷 紀明	No. A-02
Date	2025.12	

21. 設計變更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品: 対象
- ② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・ 竣工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・ 工事写真（電子データ1部）
 - ・ 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ1部）
 - ・ 保全に関する資料
 - ・ その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保險

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

- ### 1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 本工事期間中も居住者が利用しているため、居住者、施設管理者等との連絡を綿密にし、生活に支障を及ぼさないよう十分注意すること。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④
- ⑤

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ 無)

備品等名称 :

保管場所：

注意事項：

3. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 60 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
- ② 警備員は、延 40 人、昼 40 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事する間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 有価材の処理

- ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ)
② 古物商で適切に処理すること。

2章 改修仮設工事

- ## 1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
- 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準
- また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60 日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
- 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
- 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、足場チェックリストを用いて点検し、管理すること。

- ④ 外部足場(図示の通り)
 - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
 - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場(図示の通り)
 - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 8m以下、鉛直方向: 9m以下)
- ⑥ 仮囲い(図示の通り)
- ⑦ ゲート(有 ・ ☐ 無 図示の通り)
- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。
- ⑫ その他

3. 工事用用水、電力等

- ① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

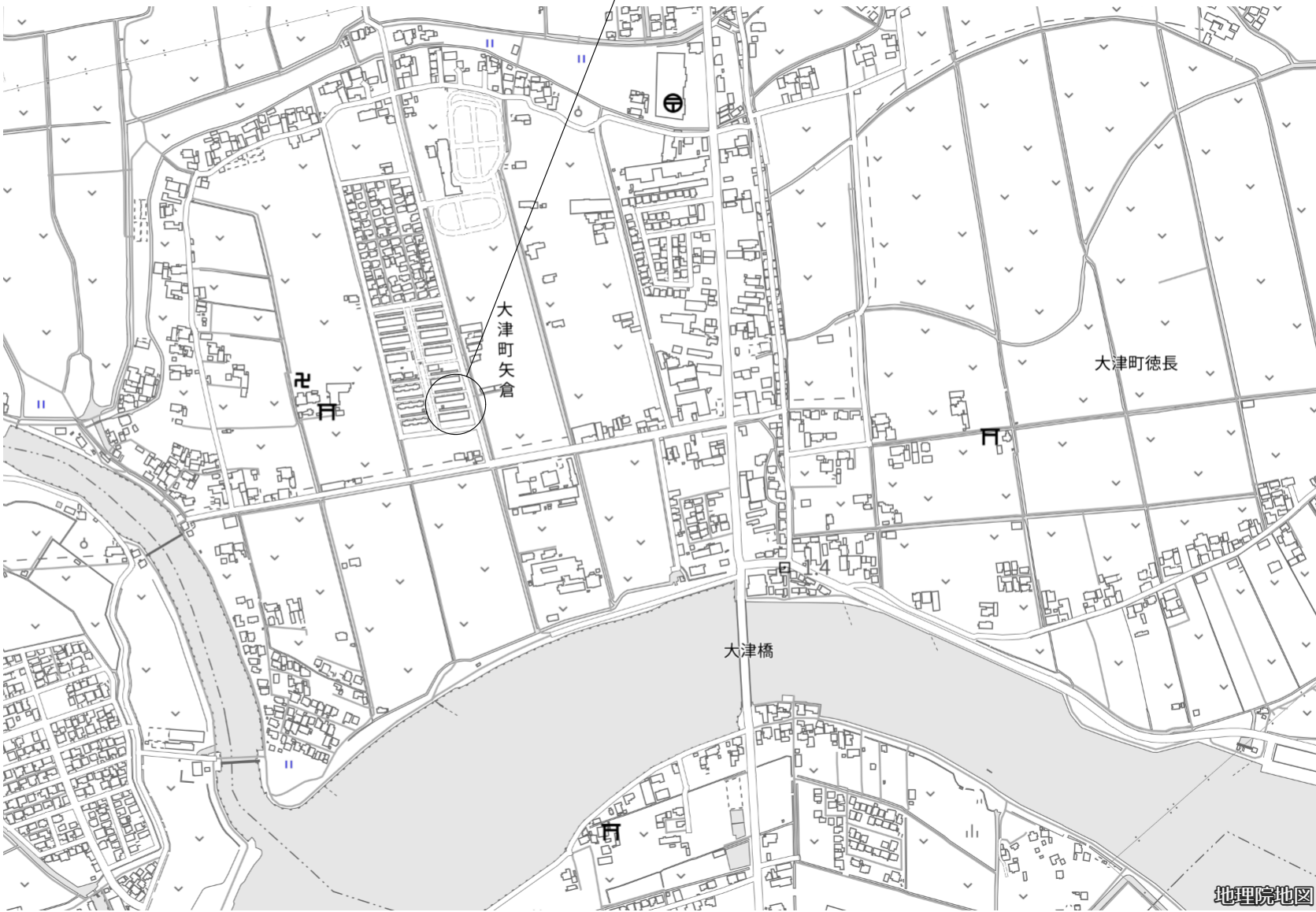
4. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者に) 設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

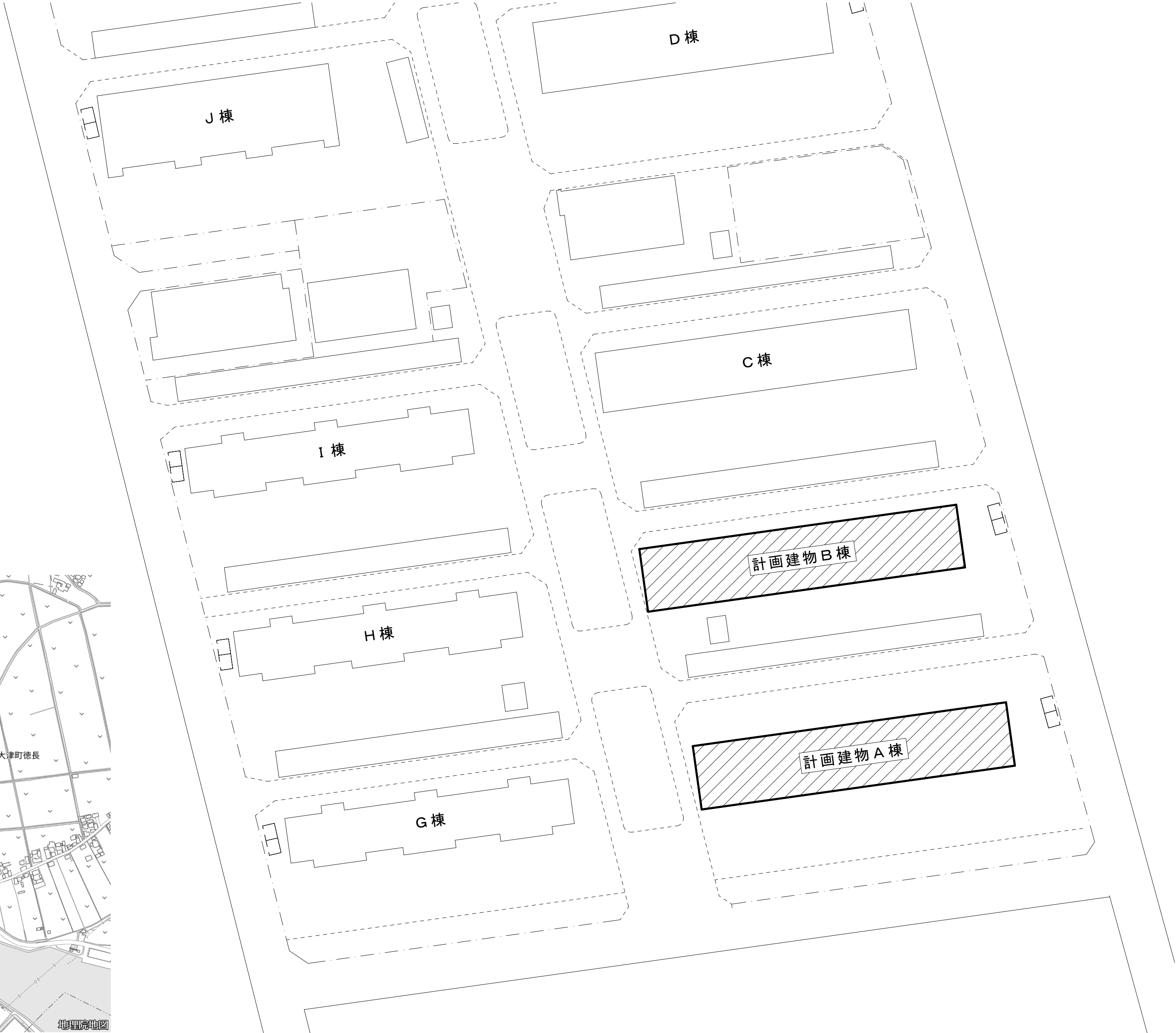
TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町斎田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title		鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事	
Sheet Title		Scale A2: A3:70%縮小	
Project Manager		No.	
谷 紀明 一級建築士 第352828号		A-03	
Date 2025.12			



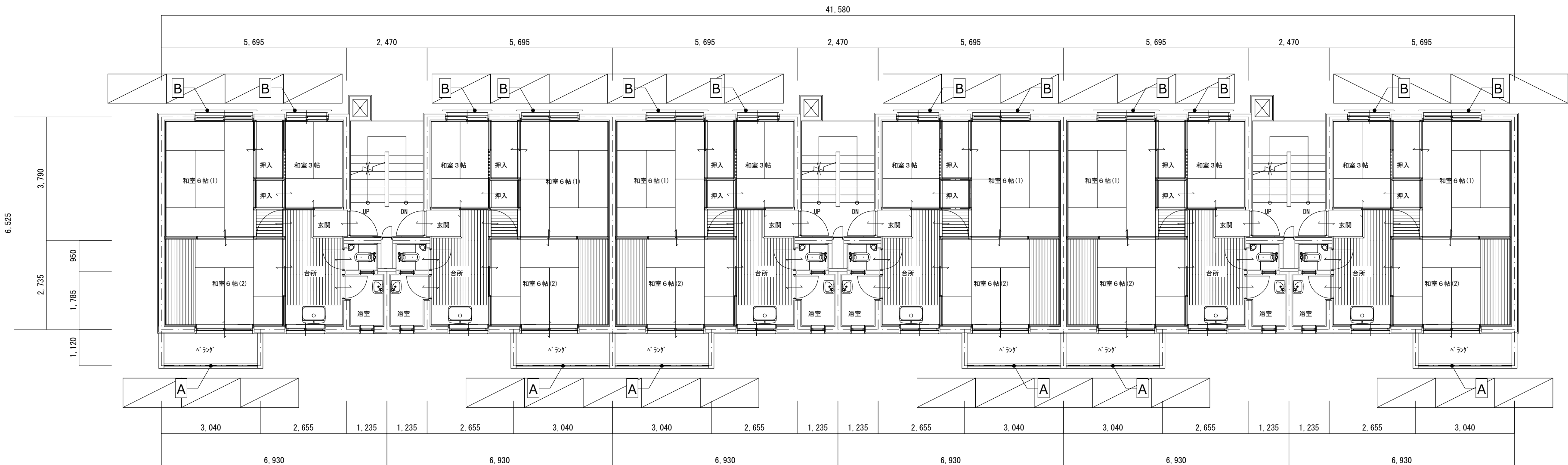
地理院地図



TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:400 A3:70%縮小
Sheet Title 配置図兼附近見取図		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-04
Date 2025.12		



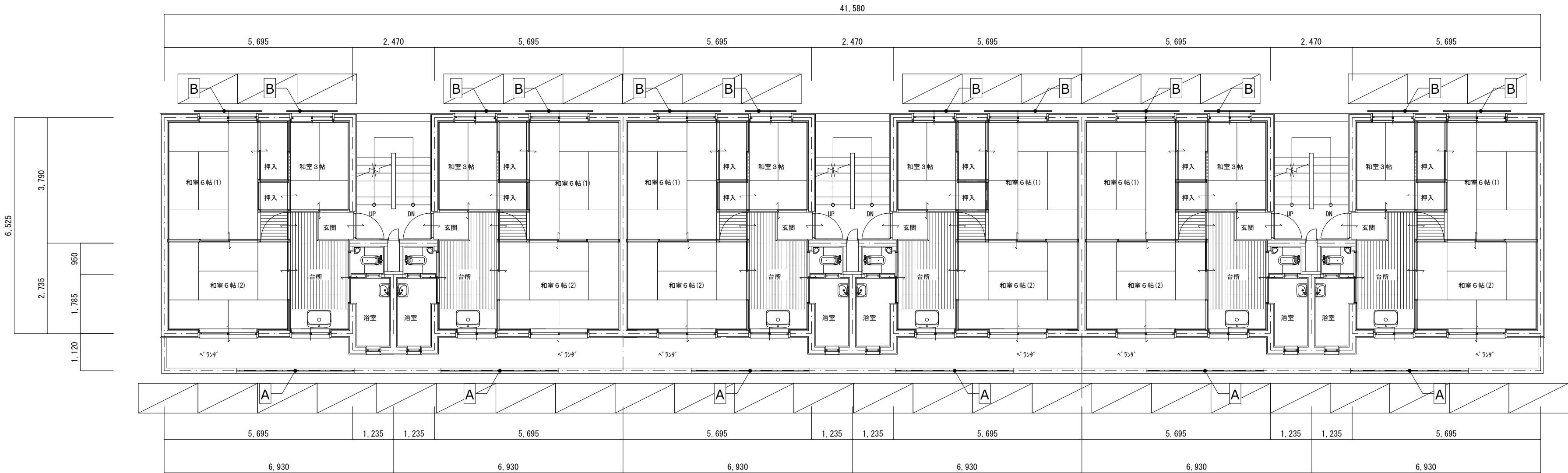
矢倉団地 A 棟基準階平面図 1/100

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後外に手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後外に手摺新設 H=880
 - C バルコニーラティス取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け
 - 外部足場+シート

TANIATELIER

タニエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title A棟平面図		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-05
Date 2025.12		



矢倉団地B棟基準階平面図 1/100

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後外に手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後外に手摺新設 H=880
 - C バルコニーラティス取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け
 - 外部足場+シート

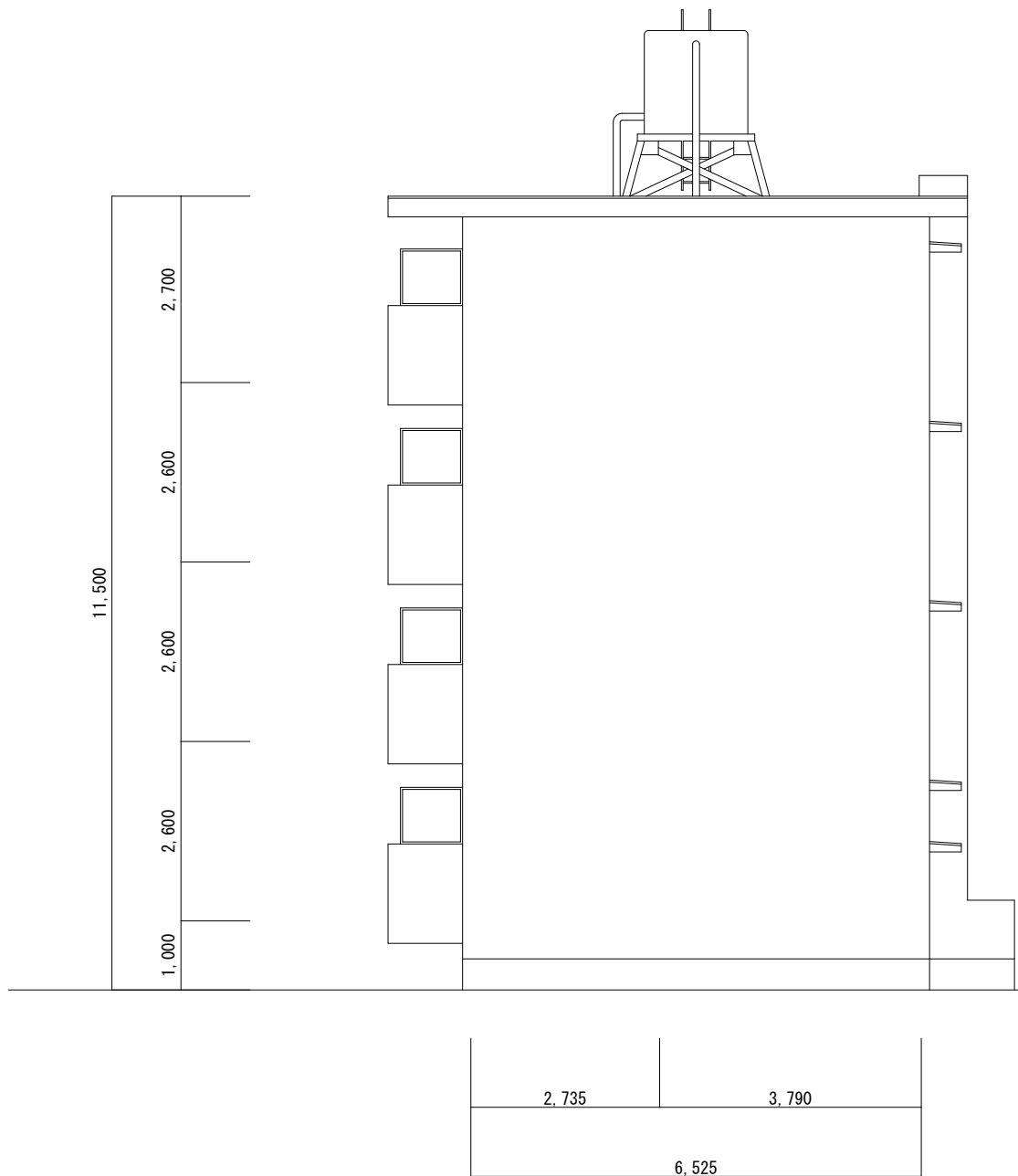
TANIATELIER

タニエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title B棟平面図		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-06
Date 2025.12		



南 立面図



東 立面図

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後みに手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後みに手摺新設 H=880
 - C プラステック取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

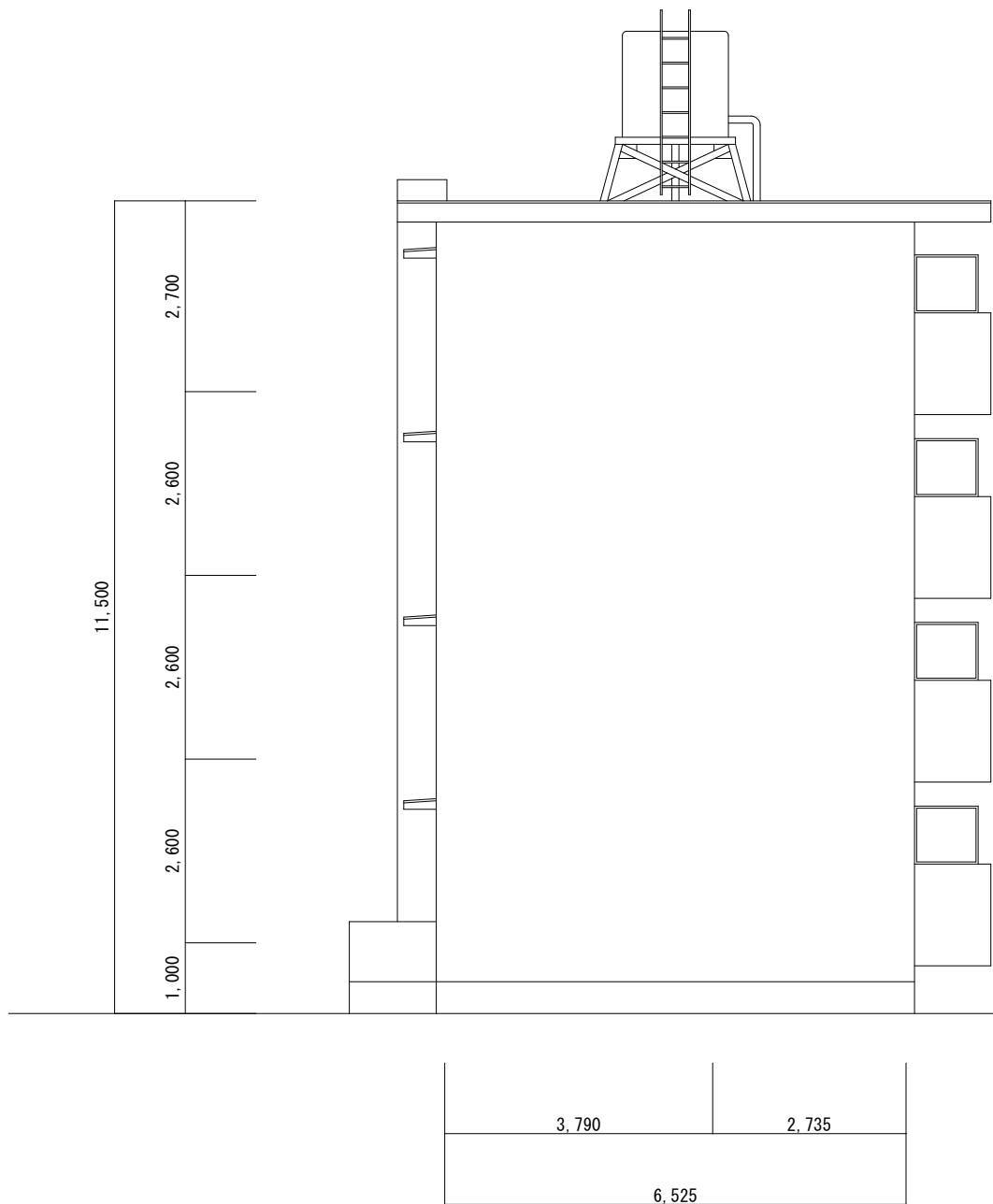
TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 既存A棟立面図1		No.
Project Manager 谷 紀明 一級建築士 第352828号		A-07
Date 2025.12		



北 立面図



西 立面図

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後列に手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後列に手摺新設 H=880
 - C バラコニア取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

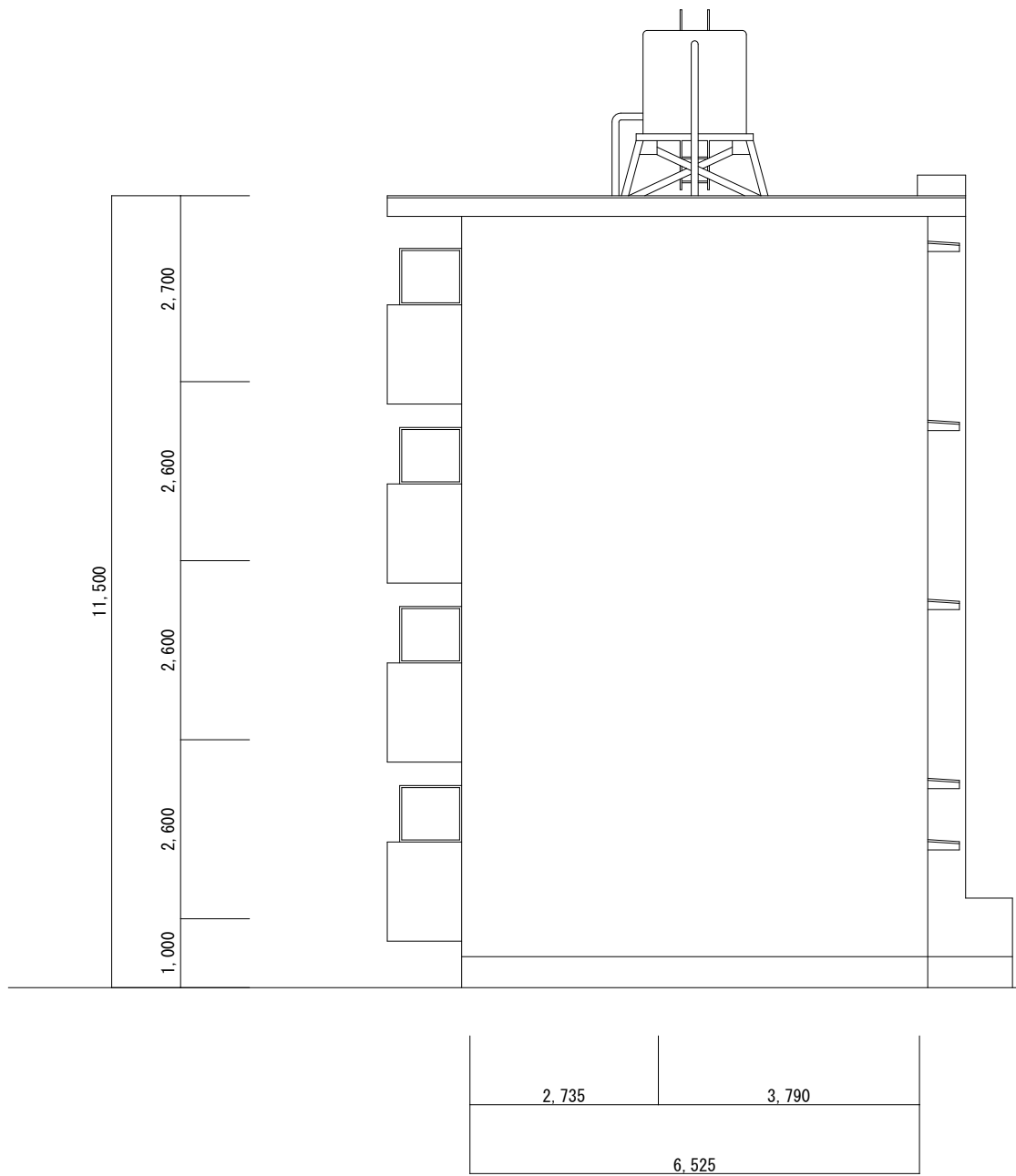
TANIATELIER

タニアトリエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 既存A棟立面図2		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-08
Date 2025.12		



北 立面図



西 立面図

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後バルコニー手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後バルコニー手摺新設 H=880
 - C バラコニーラティス取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

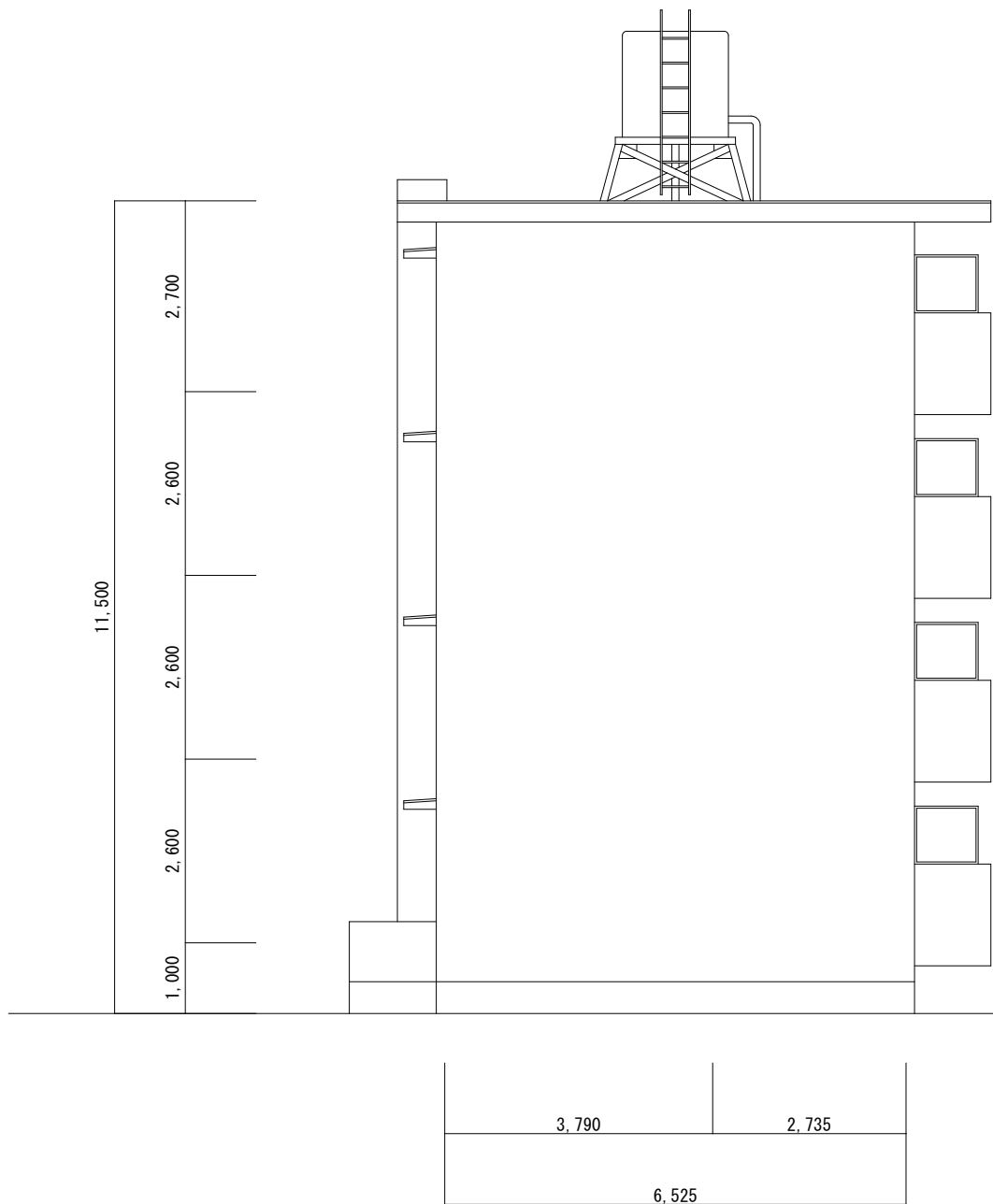
TANIATELIER

タニアトリエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 改修A棟立面図1		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-09
Date 2025.12		



北 立面図



西 立面図

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後列に手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後列に手摺新設 H=880
 - C バラコニア取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

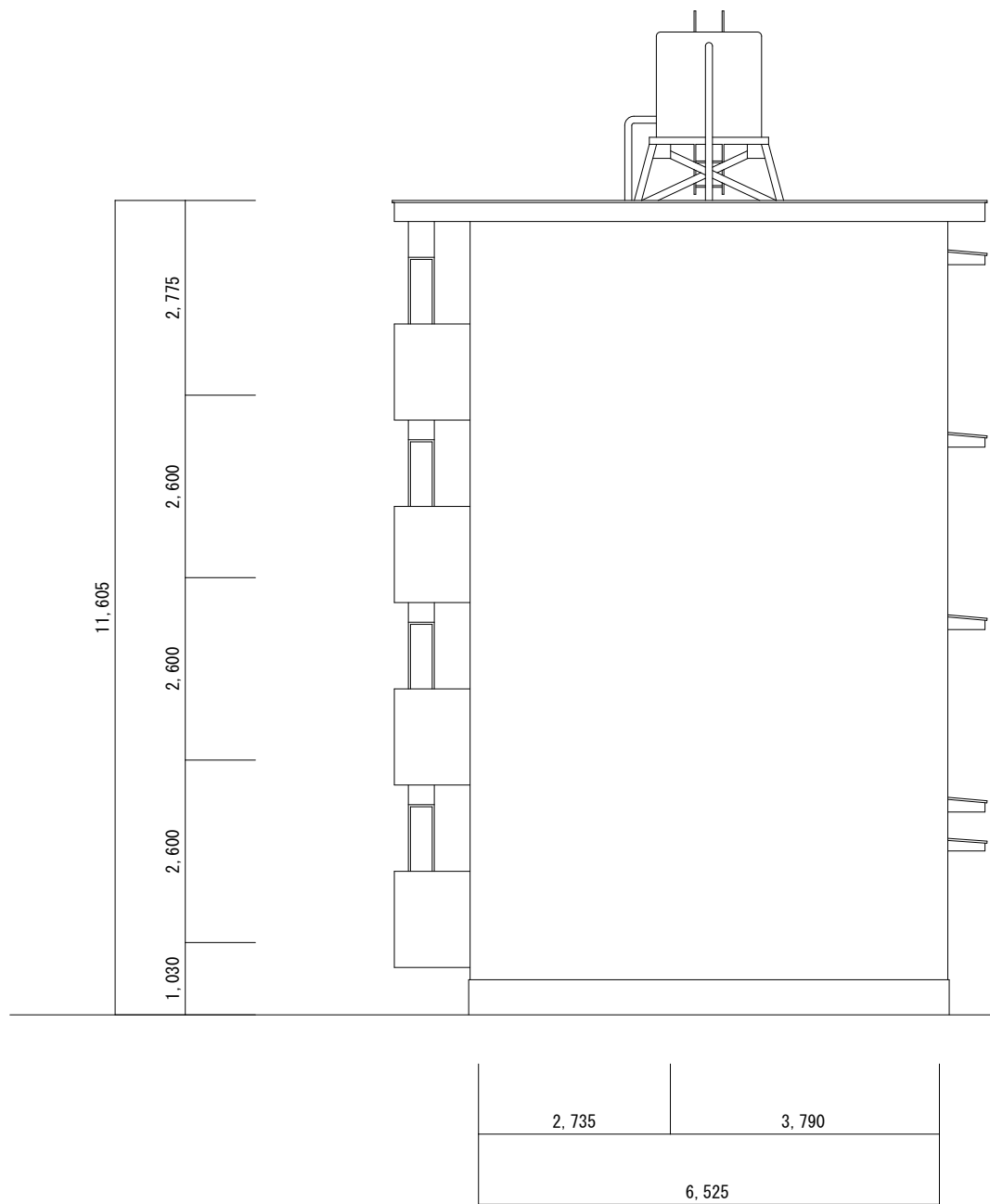
TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 改修A棟立面図2		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-10
Date 2025.12		



南 立面図



東 立面図

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後列手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後列手摺新設 H=880
 - C バラコニア取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

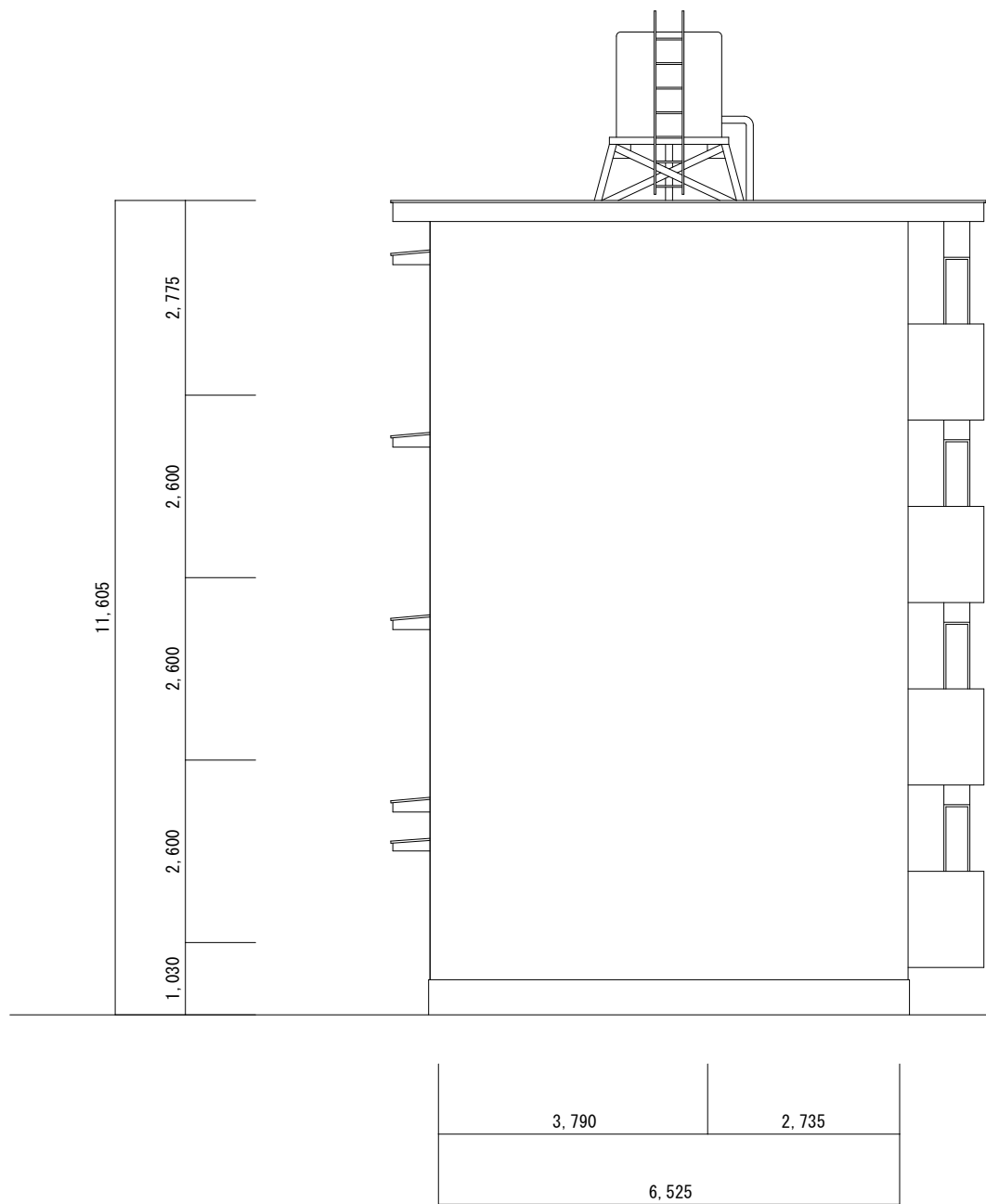
TANIATELIER

タニアトリエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 既存B棟立面図1		No.
Project Manager 谷 紀明 一級建築士 第352828号		A-11
Date 2025.12		



北 立面図



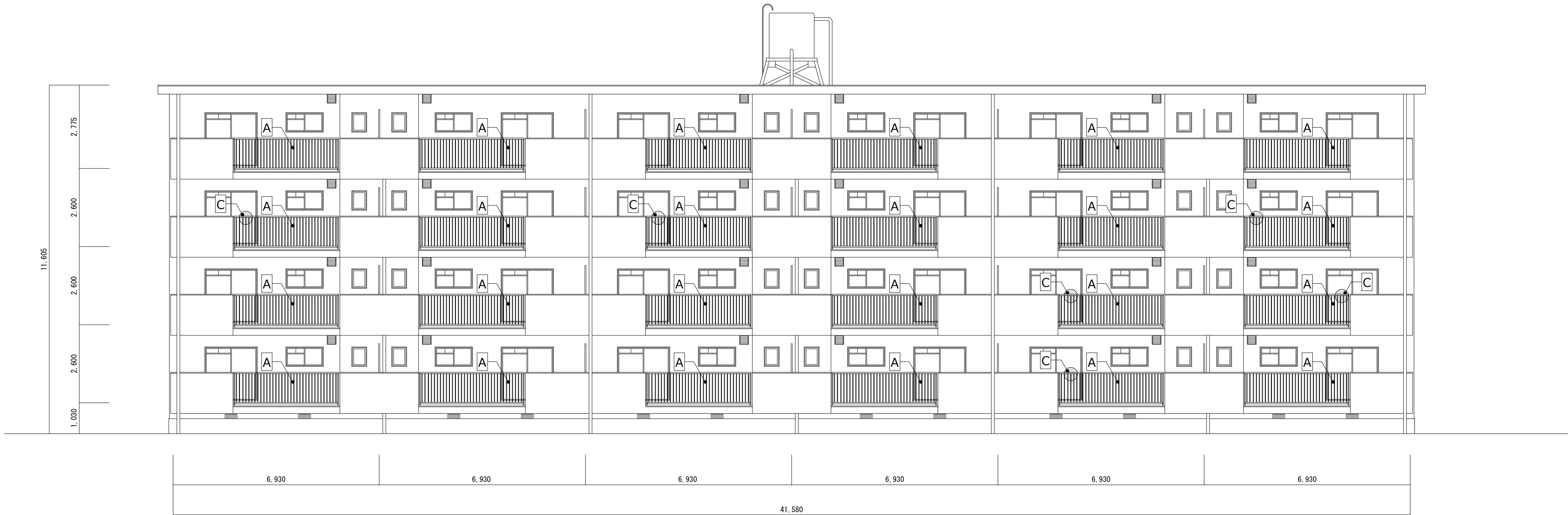
西 立面図

- 凡例
- A ハルコ-既存手摺撤去後ハミ手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後ハミ手摺新設 H=880
 - C ハラホ-ラフタ取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

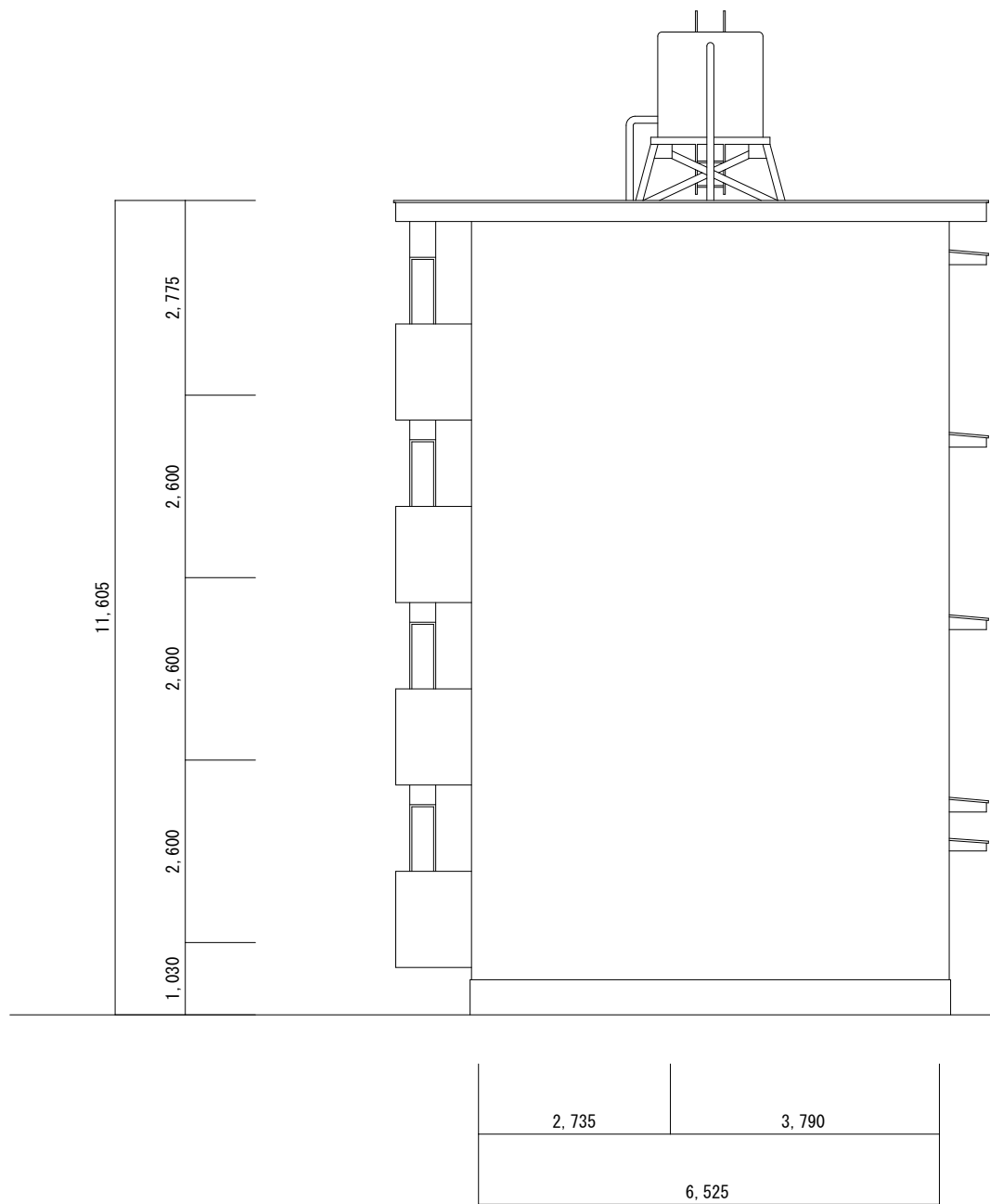
TANIATELIER

タニアトリエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 既存B棟立面図2		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-12
Date 2025.12		



南 立面図



東 立面図

- 凡例
- A バルコニー既存手摺撤去後列手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後列手摺新設 H=880
 - C バラコニア取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

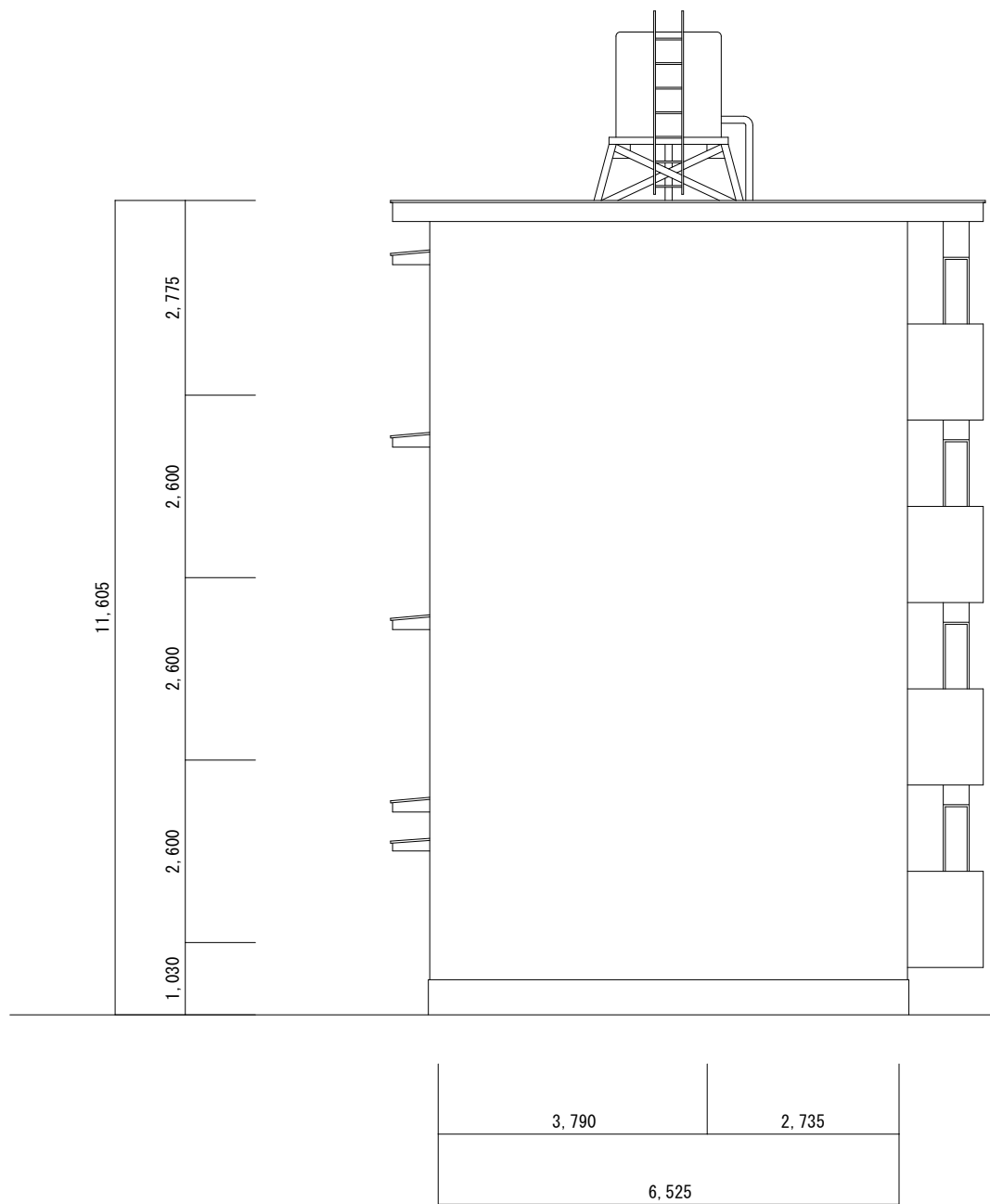
TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:100 A3:70%縮小
Sheet Title 改修B棟立面図1		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	A-13
Date 2025.12		



北 立面図



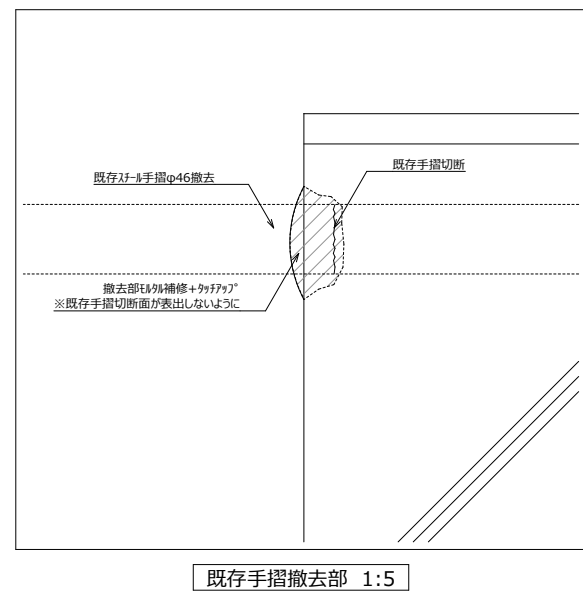
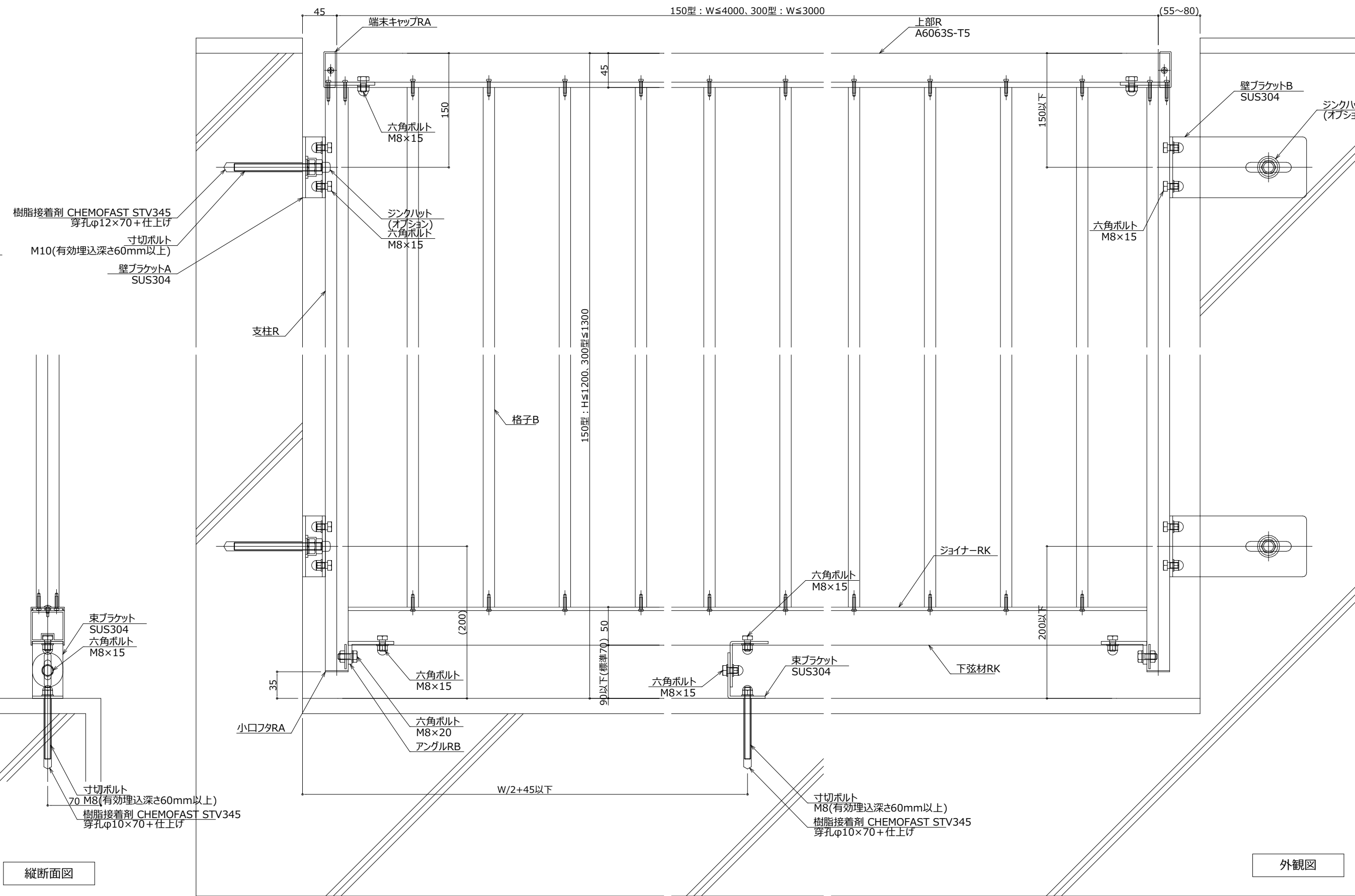
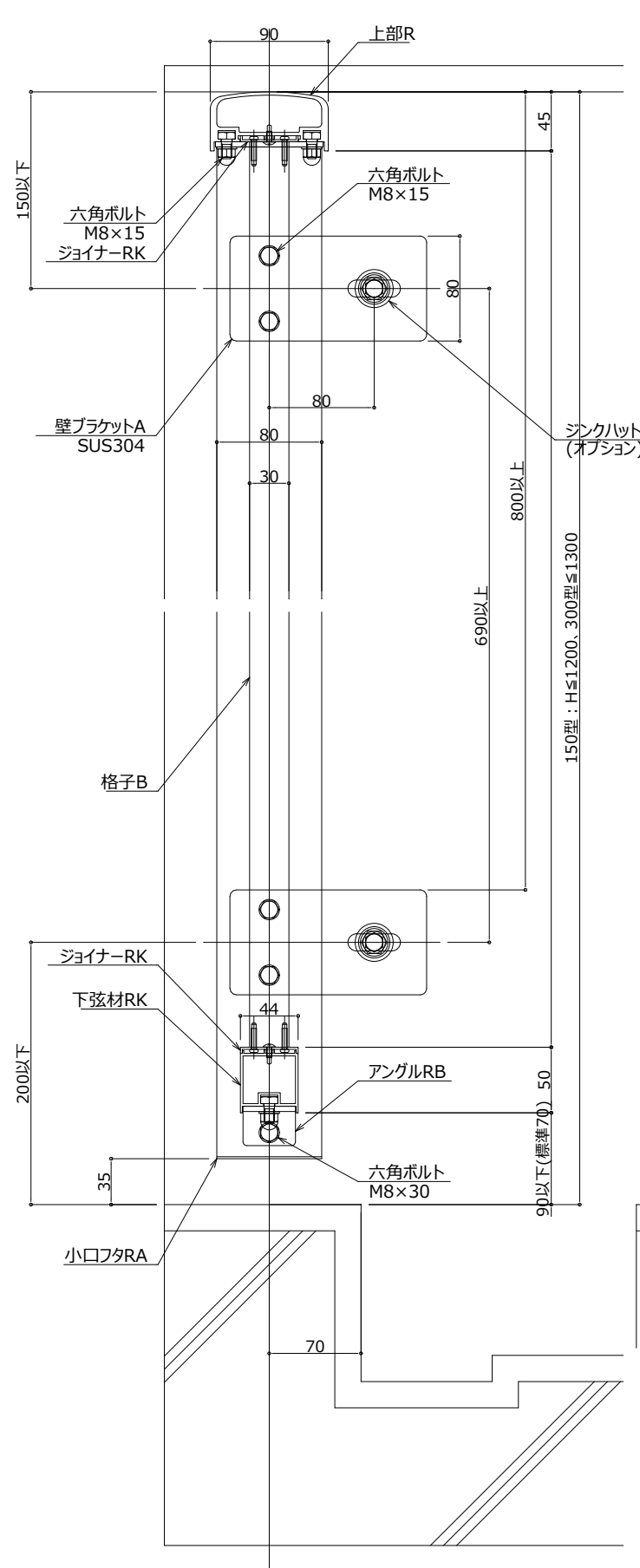
西 立面図

- 凡例
- A ハルコ-既存手摺撤去後ハミ手摺新設 H=1,120
 - B 窓既存手摺撤去後ハミ手摺新設 H=880
 - C ハラホ-ラフタ取外し後再取付け
 - D 室外機取外し後再取付け

TANIATELIER

タニアトリエー級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

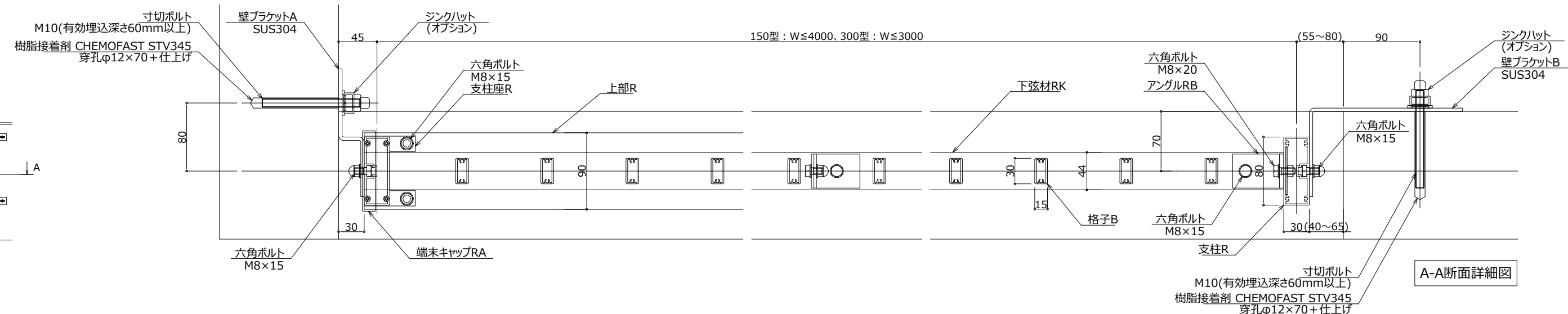
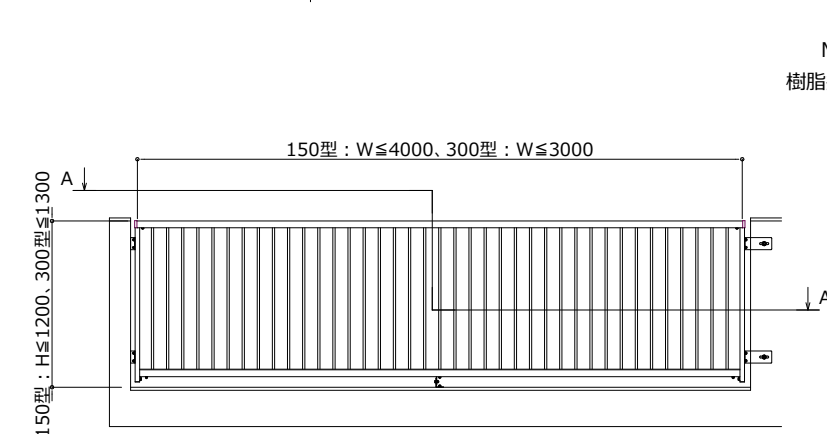
Project Title			鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		
Sheet Title			Scale		
改修B棟立面図2			A2:1:100 A3:70%縮小		
Project Manager			No.		
谷 紀明		一級建築士 第352828号	A-14		
Date					
2025.12					



既存手摺撤去部 1:5

縦断面図

外観図



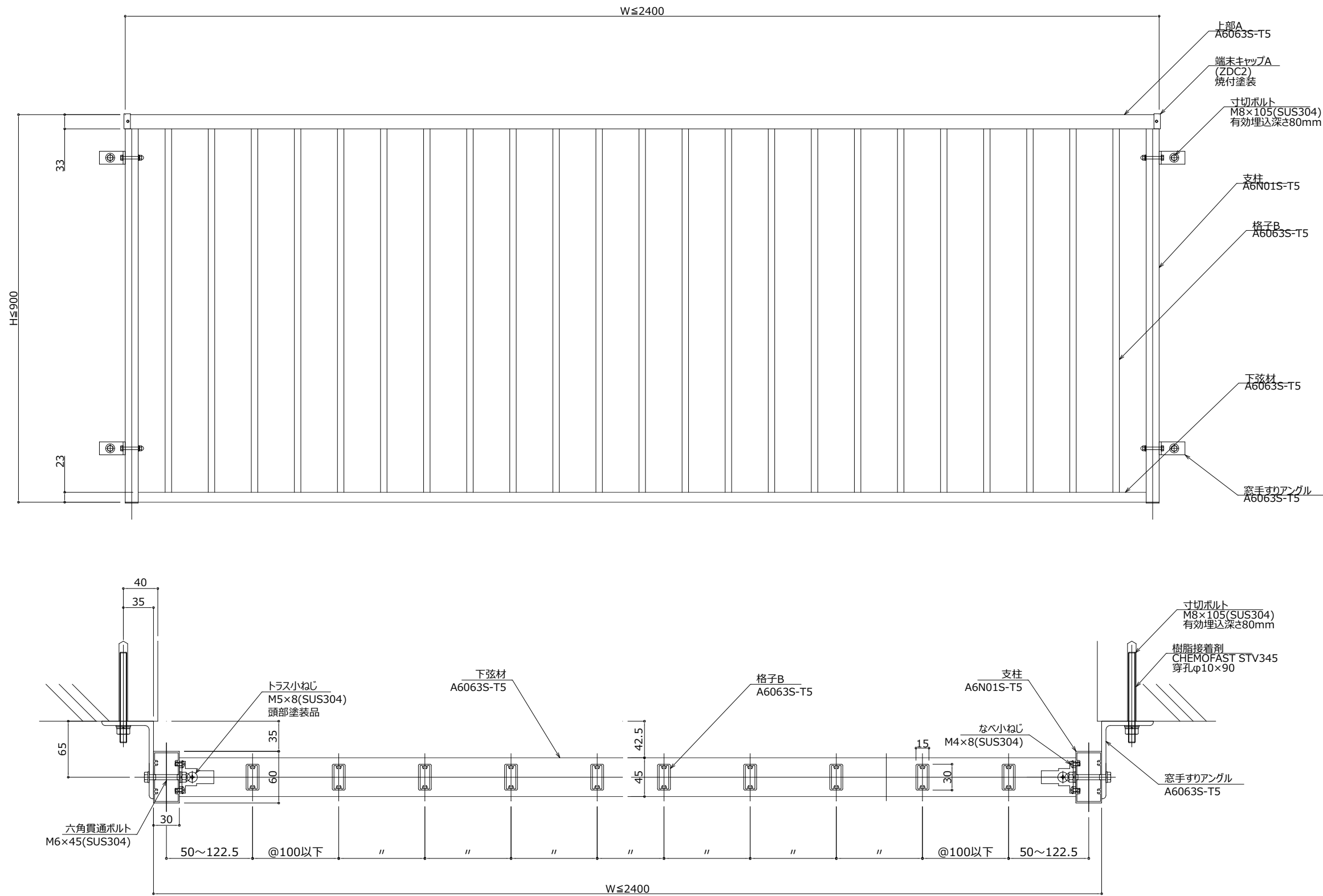
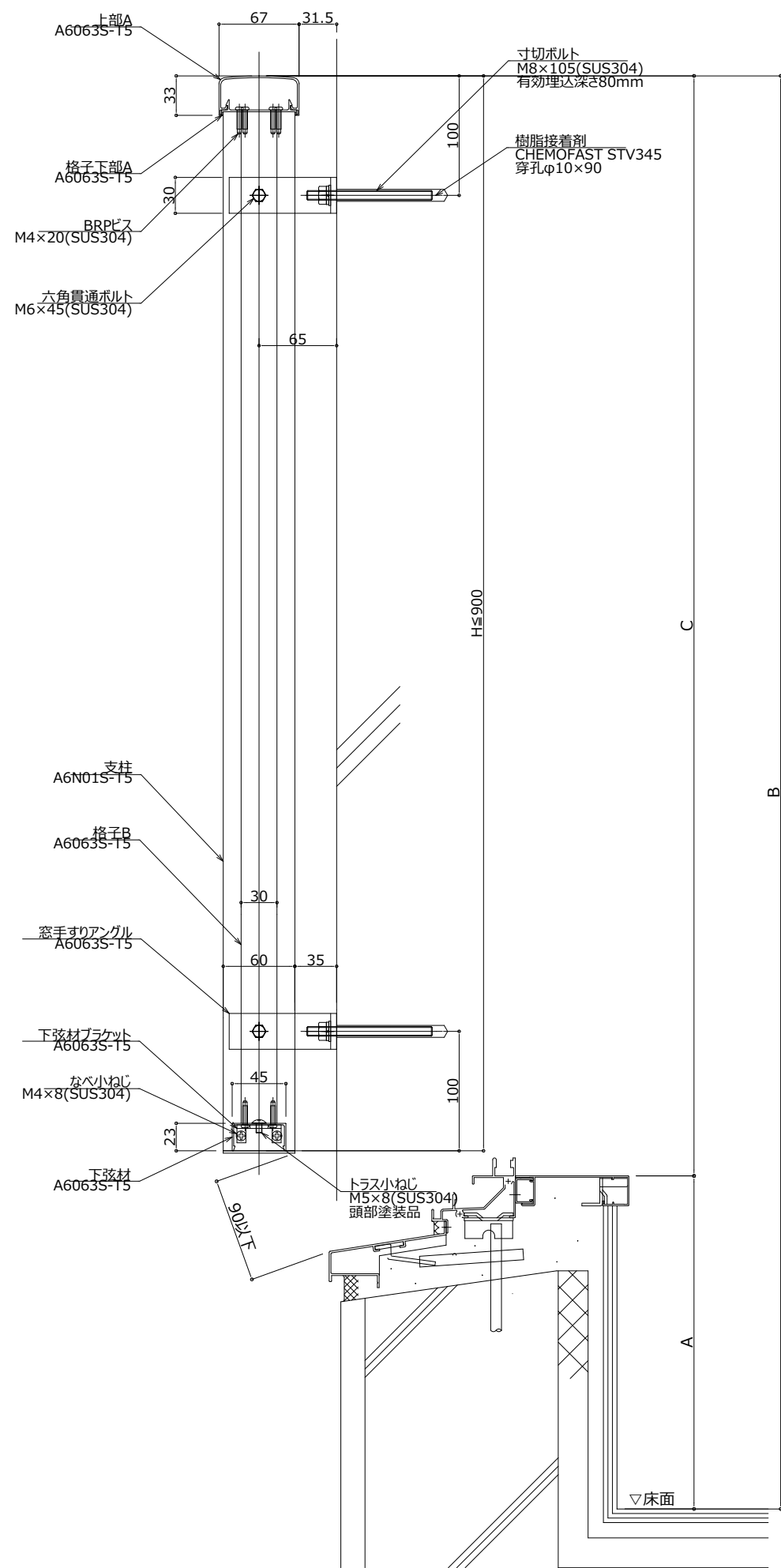
A-A断面詳細図

TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:5 A3:70%縮小
Sheet Title 手摺詳細図1		No.
Project Manager 谷 紀明	一級建築士 第352828号	
Date 2025.12		

A-15



窓台等の高さ A	床面からの高さ B	窓台等からの高さ C
A<300	1100以上	
300≦A<650		800以上
650≦A<800(2階)	800以上	
650≦A<800(3階以上)	1100以上	

TANIATELIER

タニアトリエ一級建築士事務所
鳴門市撫養町新田字岩崎18
TEL:088-676-4887
徳島県知事事務所登録 第31073号

Project Title 鳴門市矢倉団地A棟及びB棟手摺改修工事		Scale A2:1:5 A3:70%縮小
Sheet Title 手摺詳細図2		No.
Project Manager 谷 紀明 一級建築士 第352828号		
Date 2025.12		